75	関税率表第7801・10号に掲げる物品	鉛の塊	7,914,460	0	ＫＧ	0.2	
76	関税率表第79・01項に掲げる物品	亜鉛の塊	25,587,439	12,626,065	ＫＧ	0.4	平成22年９月16日適用停止 ペルー
77	関税率表第81・03項、第8106・00号、第81・07項、第8108・90号、第8111・00号、第8112・21号、第8112・22号、第8112・29号、第8112・51号、第8112・52号、第8112・59号、第8112・92号、第8112・99号又は第8113・00号に掲げる物品	その他の卑金属及びその製品	7,325,997	6,533,544	千円	0.0	平成22年５月18日適用停止 中華人民共和国 平成22年10月16日適用停止 南アフリカ共和国
78	関税率表第9401・90号の１又は第9404・10号に掲げる物品	腰掛けの部分品（革製のもの）、マットレスサポート	220,417	407,978	千円	0.0	平成22年５月18日適用停止 全特恵受益国等
79	削除						
80	削除						
81	関税率表第9603・21号、第9603・29号、第9603・30号、第9603・40号、第9603・50号又は第9603・90号に掲げる物品	ほうき及びブラシ（非植物性材料のもの）	5,186,609	2,771,288	千円	0.0	平成22年６月16日適用停止 中華人民共和国

備　考

１．「限度額等」欄に掲げる額又は数量は、「関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第８条の４第１項の規定に基づき、平成22年度における限度額等を定める件」（平成22年財務省告示第117号）により定められたものである。

２．「輸入額等」欄に掲げる額又は数量は、平成22年10月末現在のものである。

３．係数とは関税暫定措置法別表第３に定める係数であり、一般税率にこの係数を乗じたものが、特恵税率（係数0.0のものは無税）となる。

４．「備考」欄に「平成〇年〇月〇日適用停止　全特恵受益国等又は特定国名」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成23年３月31日まで全特恵受益国等又は当該特定国に対して特恵関税の適用が停止されているものであることを示す。

５．「備考」欄に「（特定国名）輸入額等」のように記載されている場合には、当該物品の平成22年10月末現在における当該特定国からの輸入額等が限度額等の５分の１に対して７割以上に達したことを示す。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年11月30日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

種類	精度	実施時期	地域 所属	地域 番号	地域 図名	摘要
地形図	２万５千分１	平成22年	水戸	14―4	岩瀬	更新・３色・柾判
〃	〃	〃	宇都宮	2―1	上三川	〃　〃
〃	〃	〃	〃	2―2	久下田	〃　〃
〃	〃	〃	〃	11―1	足利南部	〃　〃
〃	〃	〃	〃	11―3	上野境	〃　〃
〃	〃	〃	〃	14―2	大胡	〃　〃
〃	〃	〃	〃	14―4	前橋	〃　〃
〃	〃	〃	〃	15―3	高崎	〃　〃
〃	〃	〃	千葉	9―3	江戸崎	〃　〃
〃	〃	〃	〃	13―1	牛久	〃　〃
〃	〃	〃	飯田	16―2	土岐	〃　〃
〃	〃	〃	〃	16―3	美濃加茂	〃　〃
〃	〃	〃	〃	16―4	小泉	〃　〃
〃	〃	〃	豊橋	14―1	豊田北部	〃　〃
〃	〃	〃	〃	14―2	豊田南部	〃　〃
〃	〃	〃	色丹島	11―2	歯舞海馬島	測量　〃
〃	〃	〃	〃	11―3	多楽島	〃　〃
〃	〃	〃	〃	15―2	志発島	〃　〃
〃	〃	〃	〃	16―2	ハルカリモシリ島	〃　〃
〃	〃	〃	〃	16―3	勇留島	〃　〃
〃	〃	〃	〃	16―4	秋勇留島	〃　〃
〃	〃	〃	標津	4―1	水晶島	〃　〃
〃	〃	〃	〃	5―2	作万別	〃　〃
〃	〃	〃	〃	5―4	東沸	〃　〃
〃	〃	〃	〃	6―3	シロマンベツ川	〃　〃